

○経済産業省令第六十四号  
 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十二号）の施行に伴い、輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成三十年十一月十六日

経済産業大臣臨時代理  
 国務大臣 茂木 敏充

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令  
 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
		(許可の手続等) <b>第一条</b> [略]	(許可の手続等) <b>第一条</b> [略]
2	[略]	2 [略]	2 [略]
3	経済産業大臣は、令別表第一の二の項(一)、(三)、(四)、(九)、(十八)から(二十六)まで、(三十三)、(四十七)若しくは(五十)、三の項(二)若しくは(三)、四の項(六)若しくは(十五)、五の項(一)から(三)まで、(五)若しくは(七)から(十九)まで、六の項(一)、七の項(十八)から(二十一)まで、九の項(三)、一〇の項(三)若しくは(十四)、一四の項(一)若しくは(二)若しくは(五)の項(一)から(三)までに掲げる貨物の輸出の許可又は令別表第二の一九、二〇若しくは三五の二の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可又は令別表第二の一九、二〇若しくは三五の二の項の中欄に掲げる貨物の輸出の承認をする場合において当該輸出の許可又は承認を申請しようとする者に、当該貨物についての試験機関又は研究機関の代表者及び輸出の許可又は承認の申請をしようとする者の署名のある成分表二通又は化学分析表二通の提出を求めることができる。	3 経済産業大臣は、令別表第一の二の項(一)、(三)、(四)、(九)、(十八)から(二十六)まで、(三十三)、(四十七)若しくは(五十)、三の項(二)若しくは(三)、四の項(六)若しくは(十五)、五の項(一)から(三)まで、(五)若しくは(七)から(十九)まで、六の項(一)、七の項(十八)から(二十一)まで、九の項(三)、一〇の項(三)若しくは(十四)、一四の項(一)若しくは(二)若しくは(五)の項(一)から(三)までに掲げる貨物の輸出の許可又は令別表第二の一九、二〇若しくは三五の二の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可又は令別表第二の一九、二〇若しくは三五の二の項の中欄に掲げる貨物の輸出の承認をする場合において当該輸出の許可又は承認を申請しようとする者に、当該貨物についての試験機関又は研究機関の代表者及び輸出の許可又は承認の申請をしようとする者の署名のある成分表二通又は化学分析表二通の提出を求めることができる。	3 経済産業大臣は、令別表第一の二の項(一)、(三)、(四)、(九)、(十八)から(二十六)まで、(三十三)、(四十七)若しくは(五十)、三の項(二)若しくは(三)、四の項(六)若しくは(十五)、五の項(一)から(三)まで、(五)若しくは(七)から(十九)まで、六の項(一)、七の項(十八)から(二十一)まで、九の項(三)、一〇の項(三)若しくは(十四)、一四の項(一)若しくは(二)若しくは(五)の項(一)から(三)までに掲げる貨物の輸出の許可又は令別表第二の一九、二〇若しくは三五の二の項の中欄に掲げる貨物の輸出の許可又は令別表第二の一九、二〇若しくは三五の二の項の中欄に掲げる貨物の輸出の承認をする場合において当該輸出の許可又は承認を申請しようとする者に、当該貨物についての試験機関又は研究機関の代表者及び輸出の許可又は承認の申請をしようとする者の署名のある成分表二通又は化学分析表二通の提出を求めることができる。
4	5	4・5 [略]	4・5 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。  
 附 則  
 この省令は、平成三十一年一月九日から施行する。

告 示

○農林水産省告示第二千五百五十一号

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第八十八条の二第二項第四号及び第八十八条の三第二号イの規定に基づき、第八十八条の二第二項第四号及び第八十八条の三第二号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準を次のように定める。  
 平成三十年十一月十六日

農林水産大臣 吉川 貴盛

- 1 農地法施行規則第八十八条の二第二項第四号の農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準は、春分の日及び秋分の日（午前八時から午後四時までの間）において、周辺の農地におおむね二時間以上日影を生じさせることのないものであることとする。
- 2 農地法施行規則第八十八条の三第二号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準は、次のように定める。
  - 一 高さが八メートル以内、かつ、軒の高さが六メートル以内であること。
  - 二 階数が一であること。
  - 三 屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合は、春分の日及び秋分の日（午前八時から午後四時までの間）において、周辺の農地におおむね二時間以上日影を生じさせることのないものであること。

附 則

この告示は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十三号）の施行の日（平成三十年十一月十六日）から施行する。

		改 正 後	改 正 前
		一 (略)	一 (略)
		二 農業経営基盤強化促進法施行令（以下「令」という。）第八十八条の農林水産大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 イ・ロ (略)	二 農業経営基盤強化促進法施行令（以下「令」という。）第七十七条の農林水産大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 イ・ロ (略)
		三 令第八号の農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる基準とする。 イ・ホ (略)	三 令第七条の農林水産大臣が定める基準は、次に掲げる基準とする。 イ・ホ (略)
		四・五 (略)	四・五 (略)

附 則

この告示は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（平成三十年十一月十六日）から施行する。

○農林水産省告示第二千五百五十二号  
 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第三百十一号）の施行に伴い、平成十五年九月十二日農林水産省告示第四百十九号（農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）の一部を次のように改正する。  
 平成三十年十一月十六日  
 農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。